♥くらしの烹知識 海産物に関するトラブルに注意!

【事例1】一人暮らしの母が、カニの電話勧誘を受けた。母はそ の業者を悪い人ではないと思い、3万円のカニを申し込んだと言 う。明後日に届くらしいが、母もやはり不要だと言うので解約し たい。

【事例2】独居の母あてに海産物が届いている。以前、買い物を したという店から「新型コロナで不況だ」と泣きつかれて購入し ているようだ。母は認知症で、注文したのかさえ把握していない。

海産物の電話勧誘や送り付けトラブルに関する相談が後を絶ちま せん。「新型コロナウイルスの影響で困っている」などと消費者の 親切心や同情心につけ込んだり、強引な勧誘トラブルや、購入を断 ったのに商品が届いたという相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

①不要・不審な勧誘はきっぱりと断り、すぐに電話を切りましょう。 また、留守番電話機能を設定し、必要な場合のみ出るなど、迷惑電 話防止機能を有効に活用しましょう。

②電話勧誘で購入を承諾したがやめたい場合、法定書面を受け取っ た日から8日以内であればクーリング・オフを行うことが可能です。 ③一方的に商品が届いた場合、代金は支払わず、送り主の名称や所 在地の情報を控えて、受取拒否をしましょう。受け取ってしまった 場合、商品は処分できますが、念のため送り主の名称などをメモし たり、商品の写真を撮るなどして経緯を控えておきましょう。商品 代金の請求や弁償を求められても支払う必要はありません。また、 支払ってしまった場合は返金を求めましょう。

④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口に相談しましょう。 **問**八潮市消費生活センター(受付は商工観光課)☎例336、埼玉県 消費生活支援センター川□☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

インターネット上のイラストを使いたい

私は、学習塾を経営しているのですが、インターネット 質問 で見つけたキャラクターのイラストをコピーして教材に使 いました。イラストのキャラクターは作者が考えたものだそうです。 インターネット上に無料で公開されているイラストなので自由に使 っていいと思ったのですが、何か問題になりますか。

まず、イラストに描かれたキャラクターは作者(著作者) のオリジナルのものなので、著作物(著作権法2条1項1号) にあたります。そして、相談者は、著作者に無断で著作物であるイ ラストをコピーして使っているので、複製権(著作権法21条)を侵 害しています。複製権の侵害をすると、民事上・刑事上の責任を問 われる可能性があるので(著作権法119条1号等)、相談者の行動は 問題になる可能性があります。なお、個人的な使用や家庭内などの 一定の範囲のみで使用する場合には、私的使用のためとして複製が 許容される場合がありますが(著作権法30条)、今回の相談者は、 学習塾の教材として広く使用しているため、これには該当しません。 では、どうすればよかったでしょうか。

最初に検討すべきは、当該イラストの著作者と連絡を取り、事前 に使用を許してもらうことです。許可が得られない場合には、当該 イラストの使用を諦めなければなりません。

そうすると、別のイラストを使う(許可してくれる著作者のイラ ストを探す)、自分でイラストを描くなどの検討をしなければなり ません。なお、自分でイラストを描く場合であっても、他人の著作 物を真似して描くのは、複製権その他の侵害にあたる可能性がある のでいけません。

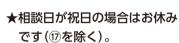
その他に、フリー素材を使うことを検討することもあるかと思い ます。この場合には、著作者がどの範囲での使用を許しているのか、 利用規約をよく確認しておく必要があります。不安な場合はお近く の弁護士までご相談ください。

間埼玉弁護士会越谷支部☎962-1188 太田恭平(弁護士)

月各種無料相談

☎996-2111

★1月1日祝~3日火はお休み です。



※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる 場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせく ださい。

⑤司法書士相談

十地・建物の所有権移 転登記、相続登記など についての相談 ※1月5日(水)午前9時か ら電話予約

旧1月19日(木) 午後1時~4時 場市民相談室 定6人(電話による事前予約制)

問秘書広報課 ☎例373

⑥D V 相 談 間人権·男女共同参画課☎四811

DV被害(配偶者から の暴力)について電話・ 面談による相談(女性 相談員が対応)

日毎週月·金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時 ※面談の場合は要予約 ☎996-3955(D V 相談支援 室専用電話)

⑦女 性相 談 問人権·男女共同参画課 ☎ 例 811

夫婦関係などさまざま な悩みごとについて、 心理士やカウンセラー が心の整理をお手伝い します(女性限定)

⑧人 権 相 談

不当な差別や偏見、プ

ライバシーの侵害など

人権に係るさまざまな

悩みについての相談

(人権擁護委員が対応)

旧毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分 場駅前出張所内相談室 定4人(電話による事前予約制)

間人権·男女共同参画課☎例811

間秘書広報課 ☎例373 ①法律相談

法律上の諸問題につい ての相談(弁護士が対 (流

※2日前の水曜日午前9 時から電話予約

日毎週金曜日 午後1時20分~4時 場市民相談室

定8人(電話による事前予約制)

②不動産相談 問秘書広報課 ☎例373

や空き家の利活用など、 个動産取51全般につい ての相談(宅地建物取

引士が対応)

土地・建物の売買、賃貸: 1月23日(月) 午前9時~正午 場市民相談室

日常生活の問題や国・ 県・市の行政サービス についての相談(行政 相談委員が対応)

: 1月11日(水) 午後1時30分~3時30分

場市民相談室

④行政書士相談 問秘書広報課 ☎例373

紛争のおそれのない相: **回**1月16日(月) 続・遺言などの書類作 成および官公庁へ提出 する書類・申請書の作 成などについての相談

午後1時~4時 場市民相談室

⑨心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636

回1月12日(木)

場市民相談室

午後1時~4時

日1月4日(水)·18日(水)

日常生活における心配 ごとや悩みごとについ ての相談(心配ごと相 談員が対応)

午後1時~4時 場身体障害者福祉センタ ヤすりき **☎**998−7616 (心配ごと相談専用電話)

10生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎例493

経済的な問題などの心 配ごとについての相談 (生活闲窮者自立相談 支援員が対応)

回毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分 場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専 用電話)

①こころの健康相談
 間保健センター☎995-3381

不眠・不安などによる こころの病気やひきこ もり、高齢者の認知症 などについての相談 (専門医が対応)

回1月16日(月) 午後1時~2時30分 場保健センタ-定2人(電話による事前予約制)

12消費生活相談 問商工観光課 ☎例336

悪質商法などに関する 問題や借金問題など消 費生活全般についての 相談(消費生活相談員 が対応)

旧毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時 場消費生活センター ※受付は商工観光課

問商工観光課 ☎例274 13内職相談

内職の求人、求職のあ っせん、および相談(内 職相談員が対応)

日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分 場市民相談室

14 若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123

若年者(おおむね40歳 未満、学生など)の就職、 転職、職業能力などに ついての相談(キャリア カウンセラーが対応)

回1月4日(水)·18日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時 場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(電話による事前予約制)

問教育相談所 ☎995-0077 15教育相談

児童・生徒の言動やい じめ・不登校に関する ことなど教育について の相談(専任教育相談 員が対応)

回毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時 場教育相談所 (八條小学校西隣)

16 家庭児童相談 問子育て支援課 ☎例472

子どもの家庭での養育 上の心配や悩みごとに ついての相談(家庭児 童相談員が対応)

日毎週月~金曜日 午前9時~正午 十後1時~4時 場家庭児童相談室

17)子育てコーディネーター 問やお子であったステーション**☎**951−0229

就学前のお子さんの子 育て関連情報の提供や 子育ての不安・悩みご とを窓□または電話で 相談

回毎週月~金曜日 午前10時~午後4時 場やしお子育てほっとステ-ション

18休日·夜間納税相談 **問**納税課 ☎例330

市税 : 国民健康保険税 : の納付についての相談

回1月15日(日) 午前9時~午後4時 毎週木曜日 午後5時15分~7時 場納税課

〈広告欄〉-

「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。 詳しくは、秘書広報課(☎例423)へお問い合わせください。